

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～当面５年間（R6～R10）の考え方～

（美唄市）

本市の森林面積は１２,２１２ヘクタールで、総面積の４４％を占めており、その内市有林は５６２ヘクタール、市有林を除く一般民有林は（私有林等）は６,４３５ヘクタールあります。森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

１ 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は８割を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

２ 木材利用の促進

市内のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、市内には製材工場がなく、伐採木の多くは輸送用資材の原料として近隣の市町村へ出荷されています。このため、市内産人工林材の付加価値向上を図るため、市内の公共施設や民間施設の木造化・木質化の促進に努めます。

３ 普及啓発

本市では、森林・林業の役割や木材利用の意義の理解と関心を高める取組の一環として、市内の小学生を対象に、防風林内で木育学習を実施して普及啓発を進めます。